

**「京都伝統産業ふれあい館展示改修基本設計・実施設計等業務」
に係る公募型プロポーザル**

評価要領

1 評価基準

評価の項目、配点及び基準は、別表による。

2 選定方法

- (1) 「京都伝統産業ふれあい館展示改修基本設計・実施設計等業務募集要項」（以下、「募集要項」という。）に基づく参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者（以下、「参加有資格者」という。）を対象に、『「京都伝統産業ふれあい館展示改修基本設計・実施設計等業務」受託候補者選定委員会設置要綱』（以下、「委員会設置要綱」という。）第2条に規定する「京都伝統産業ふれあい館展示改修基本設計・実施設計等業務」受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が審査する。
- (2) 委員会は、参加有資格者から提出された提出書類に基づき、別表に掲げる評価項目について書類及びヒアリングにより内容を審査し、第1順位の提案を行った者を受託候補者として選定する。
- (3) 委員会は、提案書の様式8の評価に際してヒアリング審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を行う。
- (4) 委員会は、提案書の提案内容について、別表の評価項目ごとに各委員の評価点を平均した値を合計して、参加有資格者の評価点を算出する。
- (5) 評価点が同点の者が2者以上いる場合、委員会が審議して決定する。

3 審査の日程等

下記日程で書類審査及び第二次審査を行う。

(1) 書類審査

平成30年2月19日（月）の実施を予定している。

(2) ヒアリング審査

平成30年2月19日（月）の実施を予定している。

なお、詳細な日時及び場所については、提案書提出期限後速やかに、すべての応募者に通知する。

4 選定結果の通知

選定結果については、審査後すみやかに、すべての応募者に対し、書面により通知する。